

ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2.投資態度

①主として世界の株式*に実質的に投資を行い、長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証券等を含みます。

・ルクセンブルク籍外国投資法人「ファンドスミスSICAVーファンドスミス・エクイティ・ファンド」クラス(以下、「ファンドスミス・エクイティ・ファンド」といいます。)米ドル建投資証券と国内投資信託「DIAMマネーマザーファンド」受益証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

・ファンドスミス・エクイティ・ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

②ファンドスミス・エクイティ・ファンドは、銘柄選定にあたり、世界の株式から業種・流動性・財務指標の各基準を用いて投資対象銘柄を絞り込み、その中から資本効率、ビジネスモデル、財務バランス、事業環境の変化への対応の観点などから優れていると判断される企業を厳選して投資を行います。

③ファンドスミス・エクイティ・ファンドの運用は、ファンドスミス・インベストメント・サービシーズ・リミテッドが行います。

・ファンドスミス・インベストメント・サービシーズ・リミテッド、およびその関係会社を総称して「ファンドスミス社」といいます(以下同じ)。ファンドスミス・インベストメント・サービシーズ・リミテッドはファンドスミス社の海外運用拠点の一つです。

(参考)

「ファンドスミスSICAVーファンドスミス・エクイティ・ファンド」クラスの概要

1.形態

ルクセンブルク籍外国投資法人／米ドル建投資証券

2.主要投資対象

世界の株式を主要投資対象とします。

3.投資態度

主として世界の株式に投資を行うことで、長期的な値上がり益を獲得することをめざします。投資対象とする企業は、原則として以下の基準にあてはまる企業をさします。

- ・投下資本に対する高いリターンを維持できると考えられる優良企業
- ・他社による模倣が困難な事業を展開していると考えられる企業
- ・収益獲得のために大きな借入を必要としないと考えられる企業
- ・収益性の高い事業への再投資により成長が期待できる企業
- ・技術革新などの環境変化に耐性があると判断される企業

「DIAMマネーマザーファンド」の概要

1.形態

国内籍投資信託(親投資信託)／円建受益証券

2.主要投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

2.主要投資対象

ファンドスミスSICAVーファンドスミス・エクイティ・ファンド」クラス

3.主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

4.ベンチマーク

ベンチマークは設けません。

当ファンドのコンセプトに適した指数が存在しないため、ベンチマークを定めておりません。

5.信託設定日

2021/12/22

6.信託期間

2052/1/15まで

7.償還条項

当ファンドが主要投資対象とするファンドスミス・エクイティ・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。

当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。

- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
- ・純資産総額が30億円を下回るようになった場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.信託報酬

■当ファンドの運用管理費用(信託報酬)
ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.9075%(税抜0.825%)

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.200%
販売会社:年率 0.600%
受託会社:年率 0.025%

■投資対象とする外国投資法人の運用管理費用(信託報酬)
ファンドスミス・エクイティ・ファンドの純資産総額に対して年率0.91%程度(注)
(注)ただし、上記料率は変更される場合があります。

■実質的な負担
ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.8175%(税抜1.735%)概算

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※投資対象とするファンドスミス・エクイティ・ファンドにおいては、信託事務の処理に要する費用には管理事務代行会社に支払う純資産総額に対して年率0.03%以内の費用等、資産の保管等に要する費用には保管銀行に支払う純資産総額に対して年率0.01%以内の費用等が含まれます。なお、当該料率は変動することがあります。

また、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付をいたしません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- ・12月24日

投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24. 基準価額の主な変動要因

1. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは、実質的に個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。

2. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

3. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

4. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

5. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

6. 特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。当ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドの収益配分金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。